

施委第17-25号

県庁舎別館エレベーター保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）が締結したエレベーター保守点検業務に関する業務委託契約書に基づき、乙が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

乙は業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書並びに関係法令等を遵守し、エレベーター設備を安全かつ良好な運転状態に保持、管理するものとする。

第1 保守対象設備

大分県庁舎別館 エレベーター 4台（関連機器を含む。規格仕様は「別表1」）

第2 業務の内容

エレベーター設備の保守点検業務（POG契約）。

なお、保守点検業務は本仕様書に定めるところによるもののほか『令和5年版 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）』（以下「共仕」という。）に準拠して行う。

第3 業務の基準

適用を受ける次の関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

- ① 建築基準法
- ② 昇降機の適切な維持管理に関する指針（平成28年2月19日国土交通省）
- ③ 昇降機検査基準（JIS A 4302）

第4 業務の実施

業務の実施にあたり、実施計画書を作成し甲に提出する。

（1）点検業務員の配置は次のとおりとする。

- ① 現場代理人 エレベーターの点検整備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験15年以上程度の者
- ② 点検技術員 エレベーター設備の点検整備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技術を有し、実務経験10年以上程度の者

- (2) 毎月1回以上定期的に点検、調整及び注油を行い、必要に応じて修理・取替え等を行う。ただし、修理・取替え等の範囲については、第5による。
- (3) 建築基準法第12条第4項に則り、建築士又は昇降機検査資格者による年1回の定期点検を行う。

第5 甲及び乙の費用分担

- (1) 乙の費用負担による修理・取替え等の範囲は、『共仕7.2.2 表7.2.2「修理・取替え及び交換等の範囲」』による。
- (2) (1)によるもののほか、修理・取替え等の事由が発生した場合、別途協議を行う。

第6 昇降機設備の修理・取替え部品

故障等への対応が迅速にできるよう、昇降機設備の修理・取替え部品については十分な供給体制を確保すること。

第7 緊急時対応

エレベーターに事故・故障等の異常が発生した場合は、30分以内に業務員を現場へ派遣し所要の対応・処理を行うこと。

第8 業務の報告

次の業務を実施・完了したときは、点検記録表等の必要書類を整理・作成のうえ速やかに甲に報告すること。

- (1) 毎月の保守点検業務または年1回の定期点検業務を実施したとき。
- (2) 事故・故障等への対応・処理を行ったとき。

別表1 エレベーター設備規格

号機	用途	積載量	速度	制御方式	運転方式	停止箇所
1～4号機	乗用	1,000kg	105m/分	可変 周波数制御	群管理方式	10st B1～9F

※ 4号機 身体障害者用（車いす仕様）